

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13563

研究課題名（和文）裁判手続を通じた法の実現に関する考察

研究課題名（英文）Considerations on the Enforcement of Law through the Court Proceedings

研究代表者

安永 祐司（Yasunaga, Yuji）

広島大学・人間社会科学研究科（法）・准教授

研究者番号：10807944

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、司法制度改革において提示された「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割」が、現在どれほど果たされているか、その後の社会の変化に対してどのような対応がされてきたか、あるいは今後どのように対応すべきかという課題について、多角的・包括的に検討するという観点から、第一に、行政作用と権限が競合する場合（とりわけ違法行為の差止め）に、司法がどのような役割を果たすべきか、第二に、養育費の支払や面会交流の場面における家庭裁判所の役割をどのように捉えるべきか、第三に、裁判を強制的に実現する手段について、これをより実効的に行うにはどうすればよいかといった諸点について、それぞれ研究を行なった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ここでは、行政作用と権限が競合する場合（とりわけ違法行為の差止め）に、司法がどのような役割を果たすべきかという課題について、民事差止訴訟の活用一辺倒ではなく、同趣旨の規制権限を有する行政庁の権限行使を求める義務付け訴訟を活用し、規制対象の事業者を同訴訟に参加させる（あたかも民事差止訴訟のように機能させる）という方法も選択肢に入れるべきという提言を挙げておきたい。この議論は、従来の行政法学における議論の延長線上に位置付けられ、また、民事差止訴訟が有する証拠収集や強制執行における弱点も補い得る構想として、意義があると考えられる。そのほか検討した問題については、研究成果報告を参照されたい。

研究成果の概要（英文）：This study examined the question of whether or not the "role that the judiciary should play in Japanese society in the 21st century" as proposed in the reform of the judicial system has been fulfilled, and how it should be addressed in the future. Specifically, the following three points were examined:

First, what role should the judiciary play in cases where there is a competition between administrative action and judicial power (in particular, injunctions against illegal acts)? Second, how should the role of the family court be viewed in child support payment and visitation situations? Third, what are options for improving the civil enforcement system?

研究分野：民事手続法

キーワード：法の実現 司法制度改革 民事裁判 民事執行

1. 研究開始当初の背景

司法制度改革審議会は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、[...]司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ことを目的とし、1999年に内閣に設置された。そして、同審議会が2001年に提出した最終意見書では、「21世紀の我が国社会にあつては、司法の役割の重要性が飛躍的に増大する。国民が、容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして、事前規制の廃止・緩和等に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きる様々な紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適正かつ迅速に解決される仕組みが整備されなければならない。21世紀社会の司法は、紛争の解決を通じて、予測可能で透明性が高く公正なルールを設定し、ルール違反を的確にチェックするとともに、権利・自由を侵害された者に対し適切かつ迅速な救済をもたらすものでなければならない。」と格調高く宣言されている。このような基本理念に従った一連の司法制度改革が始まって以来、様々な社会変化が起こり、法改正が行われている。

司法制度改革において提示された「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割」が、現在どれほど果たされているか、その後の社会の変化に対してどのような対応がされてきたか、あるいは今後どのように対応すべきかについて、民事手続法学の観点から検討することは絶えず求められている。これに関連して取り扱われるべきテーマは極めて多岐にわたる。具体的に、司法制度改革審議会の意見書では、民事裁判の充実・迅速化、知的財産権に関する訴訟など専門的知見を要する事件や労働関係事件への対応の強化、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実、民事執行制度の強化、裁判所へのアクセスの拡充、裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化、司法の行政に対するチェック機能の強化などが課題として指摘されていた。

2. 研究の目的

本研究は、以上の課題を多角的・包括的に検討するという観点から、第一に、行政作用と権限が競合する場合(とりわけ違法行為の差止め)に、司法がどのような役割を果たすべきか(司法の行政に対するチェック機能の強化)、第二に、子の引渡しや面会交流の場面における家庭裁判所の役割をどのように捉えるべきか(家庭裁判所の機能の充実)、第三に、裁判を強制的に実現する手段について、これをより実効的に行うにはどうすればよいか(民事執行制度の強化)について、それぞれ研究を行なった。

3. 研究の方法

基本的には、先行研究の検討、および、外国法(もっぱらドイツ法)制の調査を行い、現行制度の課題について検討するという手法を採用した。ただ、性格の異なる複数の問題を取り上げることから、問題ごとに若干特徴のあるアプローチも採用することになった。

上記第一の検討にあたっては、とりわけ、憲法や行政法を専攻する研究者との活発な議論を行った。本研究代表者の専攻は民事手続法であるが、このような学際的な検討を行なったことで、後述のとおり一定の成果が得られたと思われる。

上記第二の検討にあたっては、機会を得て、地方自治体の子ども福祉課の担当者や家庭裁判所の裁判官から母子世帯の生活状況の一旦や家裁における実務の状況を聴取することができた。

4. 研究成果

(1) 違法行為の差止めに対する司法の役割

司法制度改革後においては、様々な法領域において、公益を保護・実現する司法部門の役割が

拡大してきているように思われる。このような観点から先行研究を調査したところ、第一に、対象事項が重複する行政規制と民事差止訴訟が併存する場合(デュアルエンフォースメント)に両者の役割分担は必要か、必要であるとしてどのように分担すべきかという問題、第二に、ある事業者の行為の差止めを求めるために民事差止訴訟を利用することが認められている者が、同時に行政訴訟を通じてもその目的を達成できる場合、それらの訴訟の併存(ダブルトラック)は維持・拡大されるべきか、という問題があり得ることが認識できた。

そして、これらの問題関心から先行研究を再整理したところ、現在の我が国では、とりわけ経済法(競争法、消費者法)と環境法(原子力法、産業廃棄物処理法)の大きく二つの法領域において、デュアルエンフォースメント及びダブルトラックを推進する立場が有力であったところ、少しずつではあるがそれぞれの法領域において批判も見られるようになってきていることが分かった。そこで、上記有力説の方向をどこまで貫徹することができるか、これを一度立ち止まって考える必要があると問題提起を行い、あるべき司法の役割について試論ながら二つのモデル(その役割を拡大する立場と限定的に捉える立場)を示した(以上、2019年度)。

上記の論文を公表した後、特に立法の動きが盛んであり、また多くの議論があった消費者法を取り上げて、各論的な検討を進めることとした。まず、特定商取引法の場面を念頭に置いて、ダブルトラック解消の方向性について立法論的な検討を加えた。具体的には、特定商取引法の場面においては、違反事業者が悪質である事案が比較的多いことから民事差止訴訟がほとんど機能していないことを前提として、適格消費者団体に抗告訴訟の原告適格を認め、消費者庁等による措置命令の義務付けを求める訴えを提起する可能性を認める方向に魅力を感じることに、同義務付け訴訟においては、措置命令の相手方となる事業者も参加させる必要があること、このような形態の義務付け訴訟は、迅速な行政的執行を促進するものであって、現行法における民事差止制度よりも魅力があり得ることを指摘した(以上、2021年度)。また、景品表示法の場面を念頭に置いた検討も行った。景品表示法においては、民事差止訴訟がある程度機能しているため、同制度の廃止は慎重に検討すべきであるものの、基本的に特定商取引法において行なった検討結果が妥当することを指摘した。その際には、景品表示法におけるこのような義務付け訴訟の活用は、行政主体が被告となる義務付け訴訟と比較して、原告と事業者との間で弁論を尽くすことが期待できること、訴訟係属中に行政調査を実施させ、その結果を訴訟内で取り入れることができること、民事差止判決に比べて強力・柔軟な執行の可能性が認められることを追加的に指摘した(以上、2023年度)。

以上、デュアルエンフォースメント論の有する利点を活かしつつ、他方でそれが抱える難点であるダブルトラック問題を解消する一手段として、上記の方法による義務付け訴訟の活用を提唱するに至ったという点が、本研究成果の一つである。もっとも、様々に生起する社会問題に対して裁判所が行政との役割分担の下でどのように法執行していくのかという当初の問題関心からすれば、本研究期間において検討できた問題は、ほんの一部にとどまる。そこで、今後は、上述の義務付け訴訟の活用の当否の検討に加え、これが他の分野においても有効な手法であり得るか、その他団体訴訟など裁判所が公益実現のためにどのような役割を担い得るかといった関連問題について、新たな研究課題(民事裁判手続を通じた公益実現の意義と限界)においてさらに各論的な検討を続けることとしている。

(2) 家庭裁判所の機能の充実

近年、養育費や面会交流の事件数の増加に伴い、家庭裁判所に求められる役割は増大している。

まず、面会交流については、ドイツ法を参考に研究を進めた。ドイツにおいては、面会交流は子の利益のためにできる限り実施すべきこと、必要であれば強制執行によって実現されるべき

こと、また、迅速・強力な強制執行が控えているからこそ、任意に面会交流が実現されると考えられていることが明らかとなり、我が国の制度設計に当たっても比較対象とすることが期待される（以上、2021年度）。ただし、その後、強制執行が控えていることにより、監護親の態度が頑なになり、話し合いが阻害されるという側面もあり、強制執行の運用には慎重さが必要であるという指摘も受けた。我が国における間接強制制度の設計に加え、実際の制度の運用を考えることは難問であるが、なお考えたい。

続いて、養育費の支払確保の問題である。養育費の権利者であるひとり親は、相手方から養育費を支払ってもらいたいと思っても、様々な困難を抱えているのが通例である。そこで、各自治体の窓口において、離婚届の提出や各種手当の申請の機会を捉えて、その困難が少しでも解消されるよう積極的な支援をすることが有用である。もっとも、養育費債権を強制的に実現する手続（特に債権執行）を実施するためには、債務者の住居所・財産状況に関する情報が必要であるが、令和元年改正による銀行口座の開示制度の利用が費用対効果の観点から必ずしも効果的でない、そもそも相手方に支払能力がないことが多く、結局執行までたどり着けないなどの事情があり、自治体の窓口担当者の支援だけでは解決困難であることが判明した。司法制度だけでなく社会保障制度も含めて検討すべき難問であるが、さしあたり、平成16年改正により可能となった間接強制制度が現在あまり利用されていない状況であることから、これを活用することで、幾ばくか局面を開くできないか検討の余地がないか提言した（以上、2022年度）。

以上、家庭裁判所において行われる強制執行が関係する重要な二題について一定の検討を行うことができたが、未検討の問題も多く残った。取り上げることができなかった問題については、別の研究課題（「（国際）家事執行手続」の確立に向けた研究。分担研究）において、継続的に取り組むこととしている。

（3）民事執行制度の強化

上述の家事執行の分野においては、民事執行制度の強化の方策についても取り上げた。ここでは、既に述べたことは繰り返さない。

ところで、強制執行の制度設計にあたっては、強制執行を受ける債務者個人の生活を保障すべき点にも留意が必要である点にも留意が必要である。このような観点から、ドイツ法を参照しつつ、給料債権および預金債権に対する差押禁止の規律について検討を行なった。ドイツにおいては、まず、給料債権につき、債権者と債務者の利害状況について緻密な検討の上で詳細な差押禁止規定（最低差押禁止額、債務者が扶養する者がいる場合の差押禁止額の加算の仕組み、複数の給料債権を有する場合の合算の仕組みなど）が置かれている。また、差押禁止口座にかかる預金債権については、我が国におけるように差押取消しを申し立てることなく、一定額について自動的に差押えを禁止してもらえることになっている。検討の結果として、いずれも債務者の生計費確保にかかる手続的負担を軽減するという利点があるが、立法論としては、制度が複雑となるため、関係当事者（特に、使用者や金融機関）の体制整備にかかる負担や実際の運用における手続的な負担について留意が必要であると指摘した。

（4）その他

本研究期間においては、仲裁法に関して、執行宣言手続における審理判断権限、暫定保全措置や仲裁合意の主観的範囲といった各論的な検討も若干行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 1592
2. 論文標題 行政によるエンフォースメントと訴訟によるエンフォースメントの関係	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 93-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安永祐司	4. 巻 -
2. 論文標題 ドイツ	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 公益社団法人商事法務研究会『差押禁止債権の範囲の定め等に関する調査研究報告書』	6. 最初と最後の頁 1-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安永祐司	4. 巻 -
2. 論文標題 第4 モデル事業の結果の分析 3 強制執行に関する支援	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 公益社団法人商事法務研究会『令和4年度養育費の不払い解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究報告書』	6. 最初と最後の頁 70-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安永祐司	4. 巻 69(5)
2. 論文標題 法人を当事者とする仲裁合意の効力の当該法人代表者への拡張可能性について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 8-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 -
2. 論文標題 ドイツにおける面会交流事件の手続規律について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 本間靖規先生古稀祝賀『手続保障論と現代民事手続法』	6. 最初と最後の頁 623-648
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 クリストフ・A・ケルン(安永祐司訳)	4. 巻 -
2. 論文標題 ドイツ強制執行法の救済制度における類推による「欠缺補充」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 本間靖規先生古稀祝賀『手続保障論と現代民事手続法』	6. 最初と最後の頁 873-894
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 94(3)
2. 論文標題 行政訴訟と民事差止訴訟のダブルトラック解消の方向性について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 110-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 -
2. 論文標題 仲裁廷の発令した暫定保全措置の執行可能性に関するドイツの状況について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 酒井一編『国際的権利保護制度の構築』	6. 最初と最後の頁 317-344
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 155(4)
2. 論文標題 請求異議事由に関する執行機関の審理・判断権限(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 45 - 62
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 155(5)
2. 論文標題 請求異議事由に関する執行機関の審理・判断権限(2・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1 - 32
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 96(1)
2. 論文標題 行政規制・訴訟と民事差止訴訟との役割分担に関する覚書(一)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 107 - 124
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 96(2)
2. 論文標題 行政規制・訴訟と民事差止訴訟との役割分担に関する覚書(二・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 104 - 126
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 67(2)
2. 論文標題 (外国) 仲裁判断にかかる執行宣言手続において債務者からの相殺の抗弁の当否を審理・判断することを認めた事例(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 22 - 27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安永祐司	4. 巻 67(3)
2. 論文標題 (外国) 仲裁判断にかかる執行宣言手続において債務者からの相殺の抗弁の当否を審理・判断することを認めた事例(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 43 - 46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------